

事務連絡
令和6年10月25日

各都道府県廃棄物主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室

自費解体（費用償還）におけるマニフェストについて（周知）

日頃より廃棄物行政の推進について御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

所有者が自ら費用負担して解体事業者と契約し解体・撤去を行い、市町村が所有者に対して解体・撤去費用を償還する自費解体（費用償還）の手続き等については、「公費解体・撤去マニュアル」（令和6年6月5日改訂）及び「自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の手引き」（令和6年8月26日策定）により周知を行っているところです。

自費解体（費用償還）において、運搬・処分費が償還の対象となるにはマニフェスト（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」といいます。）第12条の3に規定する産業廃棄物管理票）等の提出が必要である旨、「公費解体・撤去マニュアル」及び「自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の手引き」の質疑応答集等において記載しているところ、マニフェストのうち処分業者から最終処分が完了したことを報告する伝票は解体業者へ返送されるまでに相当の日数がかかる場合があります。そのため、申請者の負担軽減の観点から、自費解体（費用償還）の申請に際し申請者が市町村に提出する書類としては、マニフェストのうち解体業者から処分業者への運搬が終了したことを報告する伝票（計量伝票を別途添付すること）をもって償還の対象として差し支えありません。

なお、解体業者（解体工事の元請業者）は、自費解体（費用償還）の申請における申請者（解体工事の発注者）からの提出書類に係る上述の取扱いにかかわらず、廃棄物処理法第21条の3等の規定により排出事業者責任を負います。排出事業者は、自らの責任において解体廃棄物を廃棄物処理法に従い、適正に処理しなければならず、解体廃棄物が適正に処理されたか確認するため、処分業者に対し最終処分が完了したことを報告する伝票の返送を求めなければなりません。

貴都道府県におかれましては、執務上の参考にしていただくとともに、貴管内市町村に対し周知を図っていただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

環境省 環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室
TEL:03-5521-8358（直通）

【参考】

○「公費解体・撤去マニュアル」抜粋

5. 質疑応答集（抜粋）

（3）費用償還

問 29 解体・撤去工事に係るマニフェスト伝票がない場合はどうなるのか。

○マニフェストとは、廃棄物の処理を民間事業者に行かせた場合に、処理が適正に行われたことを確認する書類で、解体事業者は必ず保管しているものである。マニフェスト伝票（写し）がある場合に限り、処分料を償還金の申請に含める事ができる。なお、解体・撤去工事に伴う廃棄物を市町村が認めた仮置場に持ち込んだ場合、マニフェストは発行されないが、計量伝票が貼付された搬入伝票等の添付がある場合は、償還の対象（補助対象）となる。

○「自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の手引き」抜粋

5. よくある質問（抜粋）

【補助金の対象範囲】

問 2 解体した物（解体廃棄物）の処理費用も補助金の対象になりますか。

○対象となります。ただし、処理が適正に行われたことを確認する書類として、マニフェスト伝票（写し）が必要です。